

## 私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費 Q & A

- Q 1. 導入機器が補助対象なのか対象外なのか判別が難しい。  
A 1. 別紙 1 にまとめましたのでご参照ください。このほか、判別が難しいものに関しては、都道府県を通じて個別にお問い合わせいただいて差し支えありません。
- Q 2. 電子黒板機能付きプロジェクタを導入しようと思うが、様式 1 の「機器の区分」は「一体型電子黒板」「プロジェクタ」どちらになるのか。  
A 2. プロジェクタになります。一体型電子黒板とはデジタルテレビまたはモニタに電子黒板機能が付加された一体式のものを指します。
- Q 3. 保守費用やソフトウェアライセンス費用について、業者からの見積りは年間費用で出てきているが、どのように様式 1 に記載すれば良いか。  
A 3. 当該年度分のみ按分して記載してください。例えば保守費が 1 2 0, 0 0 0 円 / 年だったとして、事業開始が 9 月からの場合、9 月から 3 月までの 7 カ月分（上記の場合 7 0, 0 0 0 円）のみ補助事業経費として申請可能です。
- Q 4. L A N 配線やネットワーク機器は補助対象か。  
A 4. 補助対象外になります。
- Q 5. コンピュータの整備は補助対象か。  
A 5. 令和 3 年度の募集においては補助対象外になります。  
なお、コンピュータ（端末）の整備に当たっては、私立学校情報機器整備費補助金の活用をご検討ください。
- Q 6. 児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業で整備した端末にインストールするソフトウェアライセンスの費用は補助対象か。  
A 6. 補助対象外になります。
- Q 7. 納入予定の機器が廃番・モデルチェンジがある。または、外的な要因（半導体の不足等）により、申請した機器と納品された機器の型番が異なる。必要な手続き如何。  
A 7. 金額変更を伴わない、または金額が申請時よりも安価になる場合の機器の変更については、軽微な変更として、実績報告書に変更があった旨を記載するのみで差し支えありません。  
金額が申請時よりも高価になる場合の機器の変更についても、軽微な変更として、実績報告書に変更があった旨を記載することに加えて、申請時の 1 台当たりの金額を上限に補助します。そのため、整備台数の見直しや他に整備する機器の見直し等により、補助金総額の範囲内で経費を流用することは認められません。
- Q 8. 年度内に補助事業が完了しないことが明らかな事業を申請してよいか。  
A 8. 年度内に事業が完了することが前提ではありますが、資材調達の遅れ等、申請後に生じた、やむを得ない事情により、年度内に事業が完了することが困難な場合は、都道府県において、各地方財務局と調整の上、繰越し手続きを行ってください。

Q 9. 三社見積を行ったが、業者ごとに見積内容が異なる。問題ないか。

A 9. 三社見積に当たっては、機器の性能・台数等、学校側が希望する条件を統一した上で行ってください。

Q 10. ショッピングサイトで購入する場合も補助対象となるか。

A 10. ショッピングサイトから直接購入した場合の費用も、補助対象となり得ます。その場合であっても、「入札の内容が分かる書類又は見積書の写し」として、その他のショッピングサイト等で購入した場合（不採択分）の費用がわかる資料をあわせてご提出ください。

Q 11. 交付要綱の交付の対象には、コンピュータ（端末）の記載はあるが、募集はしていないのか。

A 11. 令和3年度においては、私立学校情報機器整備費補助金において、コンピュータ（端末）の整備に必要な経費を補助していることから、募集対象外としております。

なお、今後の募集の有無については、毎年度の予算編成過程において定まるものであり、現時点でお示しすることは困難です。

以上